

日本学生支援機構 災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の募集

災害救助法適用地域で、災害に遭った世帯の学生で、奨学金を希望する方は、学生支援課窓口へお申し出ください。
なお、休学中や留年中の方は申請できません。

1. JASSO 災害支援金（給付金額：10万円）※5カ月以内に申請が必要です。

自然災害や火災などにより、学生本人やその生計維持者が現に住んでいる家が、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含みます）以上の被害を受けたり、床上浸水となったり、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いたりした方を対象として給付されます。

日本学生支援機構HPから申請書を印刷し、添付書類を添えて学生支援課窓口に提出してください。

(<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>)



2. 給付奨学金 家計急変採用（学部生のみ）※窓口で早めに相談してください。（2カ月以内）

生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当する方

- ① 生計維持者の一方（両方）が死亡、事故又は病気により半年以上就労が困難、失職
- ② 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

※詳しくは、日本学生支援機構HPをご確認ください。(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/index.html)



3. 貸与奨学金 緊急採用・応急採用

奨学金の種類	申込期間	貸与始期	貸与終期
緊急採用（第一種奨学金） ※利息なし	災害救助法適用日から12カ月以内	災害救助法適用日以降で、希望する月 ※入学年月までしか遡ることはできません。	修業年限の終了月まで
応急採用（第二種奨学金） ※利息あり		災害救助法適用日が属する年度の4月以降で、希望する月 ※災害救助法適用日が申込年度の4月より前の場合は、災害救助法適用日まで遡ることができます。ただし、入学年月までしか遡ることはできません。	修業年限の終了月まで

※第一種または第二種を貸与中の方は、同じ種類の申込みはできません。

※詳しくは、日本学生支援機構HPをご確認ください。(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html)



【災害救助法適用地域】名称/適用地域（※）	適用日
令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪/【新潟県】南魚沼市	令和7年2月20日
令和7年岩手県大船渡市における大規模火災/【岩手県】大船渡市	令和7年2月26日
令和7年3月23日に発生した林野火災にかかる災害/【愛媛県】今治市・西条市	令和7年3月23日
トカラ列島近海を震源とする地震にかかる災害/【鹿児島県】鹿児島郡十島村	令和7年7月3日

追加

(※) 適用地域の詳細は、日本学生支援機構HPで確認してください。(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji_chiiki/genzai.html)

2025年7月9日 学務部学生支援課奨学金担当（一般教育棟A棟2階6番窓口/平日8:30~17:00）

※鹿田地区・夜間主コースの方は、所属の教務担当でも受付します。

